

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、川上村長から次のとおり公共測量を実施することについて通知が
ありました。

平成二十六年一月十日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一 測量の目的 M M S 計測

二 測量の地域 川上村の一部

三 測量の期間 平成二十六年一月十日から同年三月十七日まで